

大口町工場等遮熱促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内企業における働きやすい職場環境の整備を推進することを目的に、工場・倉庫等の屋根及び外壁に遮熱塗装工事を施工する際の経費に関し、予算の範囲内で大口町工場等遮熱促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める者をいう。
- (2) 工場等 工場又は倉庫等で事業の用に供する建物をいう。
- (3) 遮熱塗装工事 工場等の内部温度の変化を抑えるため、屋根及び外壁に遮熱効果の向上を目的として行う塗装工事をいう。
- (4) 常時雇用労働者 次のいずれかの者をいう。ただし、当該労働者を雇用する企業等の代表者の配偶者及び3親等内の親族である者を除く。
 - ア 期間の定めがなく雇用されている者
 - イ 一定の期間を定めて反復して更新され、過去1年以上引き続き雇用されている者又は採用時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に所在を置く事業者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内で1年以上事業を営む事業者であること。
- (2) 常時雇用労働者が2人以上であること。
- (3) 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。

- (4) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 貸金業（貸金業法（法昭和58年律第32号）第2条第1項に規定する貸金業をいう。）を行う者でないこと。
- (6) 商品先物取引業（商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第2項に規定するものをいう。）を行う者でないこと。
- (7) 連鎖販売取引（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。）、訪問販売（同法第2条第1項に規定する訪問販売をいう。）、電話勧誘販売（同条第3項に規定する電話勧誘販売をいう。）その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行う者でないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を行う者でないこと。
- (9) 政治又は宗教活動を目的とする事業を行う者でないこと。
- (10) 公序良俗に反する事業を行う者でないこと。
- (11) 町税の滞納がない者であること。

（補助対象施設）

第4条 補助金の交付の対象となる施設は、補助対象者が現に町内において所有又は使用する施設であつて、日常的に常時雇用労働者が業務を行う工場等とする。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、屋根及び外壁に全日射反射率60%以上の遮熱塗料を用いて行う遮熱塗装工事とする。この場合において、屋根及び外壁のいずれかの場合も可とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、1平方メートルあたり1,000円とし、100万円を限度とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を工事に着手する日の30日前までに町長に提出しなければならない。

- (1) 大口町工場等遮熱促進事業補助金交付申請書（様式第1）
- (2) 建物の所有を確認できる書類
- (3) 遮熱塗装工事に要する経費の見積書及び明細書の写し
- (4) 遮熱塗装工事による事業効果が見込まれる使用材料等のカタログ
- (5) 施工箇所が確認できる図面等
- (6) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は直近の確定申告書の写し
- (7) 町税の納税証明書又は納税状況確認に係る同意書
- (8) 賃貸借契約書の写し及び所有者からの承諾書（自己の所有する建物でない場合）
- (9) 常時雇用労働者の雇用保険被保険者証の写し
- (10) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは大口町工場等遮熱促進事業補助金交付決定通知書（様式第2）により、交付しないと決定したときは大口町工場等遮熱促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査に際し、申請内容の適否を確認するため、必要に応じて当該申請者について調査を実施することができる。

(交付の条件)

第9条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、これに必要な条件を付することができる。

(計画の変更等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合、あらかじめ大口町工場等遮熱促進事業補助金事業変更

等承認申請書（様式第４）を町長に提出しなければならない。ただし、交付決定額の増額を伴う変更をすることはできない。

（１）補助対象事業の内容の全部又は一部を変更するとき。

（２）補助対象事業を中止するとき。

２ 町長は、前条に規定する承認申請があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の変更又は中止を承認したときは、大口町工場等遮熱促進事業補助金事業変更等承認通知書（様式第５）により、補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第１１条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、終了の日から起算して３０日を経過した日又は当該年度の３月３１日（閉庁日にあたる場合は、その直前の開庁日）のいずれか早い期日までに、大口町工場等遮熱促進事業補助金実績報告書（様式第６）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）補助対象事業に係る支払が確認できる書類及びその明細の写し

（２）工事請負契約書又は工事注文書及び注文請書の写し

（３）施工面積を確認できる図面等の写し

（４）塗料メーカーが発行した出荷証明書の写し

（５）改修前後の工事写真（遮熱塗料のロット番号及び数量並びに施工状況が確認できるもの）

（６）その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１２条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認められたときは、大口町工場等遮熱促進事業補助金交付確定通知書（様式第７）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第１３条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、前条に規定する通知を受けた後、速やかに大口町工場等遮熱促進事業補助金交付請求書（様式第８）を町長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第14条 町長は、前条に規定する請求書を受領したときは、内容を審査し、適正であることを確認したときは、補助事業者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第15条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付後、3年以内に遮熱塗装工事を行った工場等に係る事業を廃業したとき。ただし、やむを得ない事情によるものを除く。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の交付決定の取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助事業者はその返還を命ずるものとする。

(補助事業者の義務)

第17条 補助事業者は、補助対象事業の成果に関する調査等に協力しなければならない。

(他の補助制度との重複)

第18条 補助事業者は、当該事業について同一年度内に国又は地方公共団体等の補助金等の交付を重複して受けることはできない。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和7年3月28日 令和7年大口市告示第26号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

大口町工場等遮熱促進事業補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様
〒
申請者 所在地
事業所名
代表者名

標記補助金の交付を受けたいので、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 事業計画書 別紙のとおり

2 補助金交付申請額	金	円※
工事施工面積	屋根	m ²
	外壁	m ²
	合計	m ²

※ 工事施工面積（m²）×1,000 円／m² 【1,000 円未満切り捨て 上限 100 万円】

3 添付書類

- (1) 建物の所有を確認できる書類
- (2) 遮熱塗装工事に要する経費の見積書及び明細書の写し
- (3) 遮熱塗装工事による事業効果が見込まれる使用材料等のカタログ
- (4) 施工箇所が確認できる図面等
- (5) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は直近の確定申告書の写し
- (6) 町税の納税証明書又は納税状況確認に係る同意書
- (7) 賃貸借契約書の写し及び所有者からの承諾書（自己の所有する建物でない場合）
- (8) 常時雇用労働者の雇用保険被保険者証の写し
- (9) その他町長が必要と認める書類

同 意 書

私は、大口町長に対し、大口町工場等遮熱促進事業補助金の交付に必要な町税等の公簿の閲覧に同意します。

年 月 日

所在地
名 称
代表者氏名

大口町工場等遮熱促進事業補助金実施計画書

年 月 日

企 業 概 要	[企業名]	[代表者名]	[業 種] ※
	[所在地・連絡先等] 〒 TEL FAX [連絡担当者] (所 属) (氏 名) E-mail		
	[創業年月] 年 月		[資本金] 千円
要 件 確 認	[常時雇用労働者数] 人		
	施工開始予定時期 年 月 施工完了予定時期 年 月		

※日本標準産業分類（大分類）による

様式第 2（第 8 条関係）

大口町工場等遮熱促進事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大 口 町 長



年 月 日付けで申請のこのことについて、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 補助対象事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、大口町工場等遮熱促進事業補助金事業変更等承認申請書(様式第 4 号)により速やかに町長に申請すること。
- (2) 補助金の目的外使用など、補助の目的に反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を求めることがある。

様式第3（第8条関係）

大口町工場等遮熱促進事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長



年 月 日付けで申請のこのことについて、次のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

1 不交付の理由

様式第4（第10条関係）

年 月 日

大口町長

様

補助事業者 所在地
事業所名
代表者名

大口町工場等遮熱促進事業補助金事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定通知のあ
った標記事業を下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

様式第 5（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長 

大口町工場等遮熱促進事業補助金事業変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更について、下記
のとおり承認したので通知します。

記

1 承認内容

様式第 6 （第 1 1 条関係）

大口町工場等遮熱促進事業補助金実績報告書

年 月 日

大口町長 様

補助事業者 所 在 地
事業所名
代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた件について、下記のとおり補助対象事業が完了したので報告します。

記

1 事業報告

施 工 面 積	屋根	m ²
	外壁	m ²
	合計	m ²

2 添付書類

- (1) 補助対象事業に係る支払が確認できる書類及びその明細の写し
- (2) 工事請負契約書又は工事注文書及び注文請書の写し
- (3) 施工面積を確認できる図面等の写し
- (4) 塗料メーカーが発行した出荷証明書の写し
- (5) 改修前後の工事写真（遮熱塗料のロット番号及び数量並びに施工状況が確認できるもの）
- (6) その他町長が必要と認める書類

様式第 7（第 1 2 条関係）

大口町工場等遮熱促進事業補助金交付確定通知書

第 年 月 日 号

様

大 口 町 長



年 月 日付けで実績報告のあったことについて、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 交付確定額 金 _____ 円

様式第 8 （第 1 3 条関係）

大口町工場等遮熱促進事業補助金交付請求書

年 月 日

大口町長 様

補助事業者 所 在 地
事業所名
代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付確定通知を受けた件について請求します。

記

請 求 額 金 _____ 円

■振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫・農協
支店名	支店
口座の種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	